

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用に関する条例

平成27年12月15日

条例第57号

改正 平成28年6月29日条例第31号

平成28年12月13日条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 市長は、別表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年6月29日条例第31号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月13日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事務	特定個人情報
1 富士市重度心身障害児及び重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和48年富士市条例第10号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 富士市精神障害者医療費助成金支給条例（昭和49年富士市条例第9号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
3 富士市母子家庭等医療費助成金支給条例（昭和55年富士市条例第7号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 富士市こども医療費助成金支給条例（平成9年富士市条例第34号）の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報又は児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの